

## 第1節 | 日本司法支援センター（法テラス）の概要

### 1 法テラス

日本司法支援センター（法テラス）は、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にし、弁護士等の法的なサービスをより身近に受けられるようにするため、総合法律支援法に基づいて、2006年4月10日に独立行政法人の枠組みを使って設立された法人である。

法テラスは2006年10月2日から業務を開始した。本部は東京都に置かれ、各都道府県の県庁所在地（北海道は札幌のほか、函館、釧路、旭川）に地方事務所が置かれているほか、弁護士過疎地域などに地域事務所を設けて、市民へ向け様々なサービスを提供している（総事務所数103事務所。2021年9月1日現在）。

なお、法テラスの業務を利用しようとする市民が、高齢者や障がい者など、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合には、法テラスの業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮がなされるべきものとされている。

以下、法テラスから提供を受けた資料によりまとめている。

### 2 法テラスの業務

法テラスは、以下の業務を行っている。

#### 資料4-1-1 法テラスの業務内容

①情報提供	紛争解決に役立つ法制度の紹介や、法律サービスを提供する機関に関する情報の提供。
②民事法律扶助	資力の乏しい国民などに対して、弁護士、司法書士費用等の立替えを行うほか、無料法律相談を実施。
③国選弁護等関連	(a) 刑事裁判（被告人と一定範囲の事件の被疑者）で、資力が乏しいため弁護人を依頼できない市民について、各地の裁判所の要請に応じて国選弁護人の候補たる弁護士を通知し、国選弁護人を確保するなどの業務、(b) 重大な事件で裁判所が適切と認めた場合の犯罪少年について、各地の家庭裁判所の要請に応じて国選付添人の候補たる弁護士を通知し、国選付添人を確保するなどの業務、(c) 被害者参加人からの請求に応じて国選被害者参加弁護士の候補たる弁護士を裁判所に通知し、国選被害者参加弁護士を確保するなどの業務、(d) 被害者参加制度を利用した刑事裁判出席者の旅費の算定、送金などを行う業務。
④司法過疎対策	弁護士等がない地域等において、法テラスに勤務するスタッフ弁護士が有償で法律サービスを提供する業務。
⑤犯罪被害者支援	犯罪の被害に遭った市民やその家族に対し、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、犯罪被害者支援に精通した弁護士や支援団体等の紹介。
⑥委託援助	国選弁護の対象からはずれる刑事被疑者弁護や少年付添人への援助、また民事法律扶助でカバーされない人々を対象とする人権関連の援助など、日弁連から委託されている業務（公益財団法人中国残留孤児援助基金からの委託業務については2020年3月31日をもって終了した。）。
⑦震災法律援助	震災特例法に基づき、東日本大震災に際し災害救助法が適用された区域（東京都は除く）における2011年3月11日当時の居住者等を対象として、無料で法律相談を行ったり、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。＊震災特例法が失効した2021年4月以降は、一定の援助が可能となる経過措置が取られている。